

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読替え等に関する政令案要綱

第一 登録電子通信移行講習等に関する読替え

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による技術的読替えを定めること。

(第一条関係)

第二 登録電子通信移行講習の登録の有効期間

登録電子通信移行講習の登録の有効期間について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令第二条の規定を準用すること。(第二条関係)

第三 施行期日

この政令は、平成十六年三月一日から施行すること。